

わくわく!!

情報広場



今月の納税など

国民健康保険税 第3期

介護保険料 第3期

後期高齢者医療保険料 第3期

※納税に口座振替をご利用の方は、残高不足などにご注意ください。

▼休日納税相談

とき 9月28日(日)午前8時30分～午後5時

▼夜間納税相談

とき 9月10日(水)午後5時15分～9時
ところ 納税課

毎月最終日曜日に

市役所の一部を開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今月は28日)午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。

開設窓口 市民課、保険年金課、

税務課、納税課

※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に

夜間窓口開庁

毎月1回、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。9月は29日(月)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120



愛の献血

とき 9月17日(水)①午前9時30分～正午 ②午後1時30分～3時

ところ ①中央商店会駐車場(勤

労福祉会館隣) ②堀中病院

※献血カードをご持参ください。

問合せ 健康増進課 ☎(42)84

21・FAX(42)2130

図書館休館のお知らせ

図書館では、9月9日(火)から13日(土)まで、秋の特別整理

期間のため休館となります。期間中の貸出しはできませんのでご了承ください。

問合せ 図書館 ☎(42)0169・FAX(44)0536

児童手当の現況届の提出はお済ですか

平成20年6月に児童手当の現況届が郵送された人で、まだ提出していない人は、必要事項を記入の上、至急提出してください。提出が遅れると手当が差止めになりますのでご注意ください。※添付書類については、同封の案内文をご確認ください。

提出場所 子育て支援課

問合せ 子育て支援課 ☎(42)8454・FAX(42)2130

パパ・ママ応援ショップ in こども動物自然公園

こども動物自然公園でパパ・ママ応援ショップの協賛店が集まって、一日出店するイベントが開かれます。お得なサービスがありますので、ぜひ優待カードを

持つてご家族でお出かけください。

とき 9月20日(土)・21日(日)

午前9時30分～午後5時

ところ こども動物自然公園(東

松山市岩殿554)

内容 ハローキティのハッピー

ーキャラバン(20日)、シナモ

ンのワンダーステージ(21日)

費用 入園料が必要です(優待カ

ード提示で大人400円、小

人160円)

問合せ 埼玉県福祉部少子政策

課 ☎048(830)3343

※優待カードの配布についての

問合せは、子育て支援課 ☎(42)

8454まで。

▼お詫びと訂正

広報8月号16ページ「子育て支援センター」記事の問合せ番号が間違っておりましてので、お詫びして訂正いたします。

正 問合せ 子育て支援課 ☎(42)

8454

税源移譲時の年度間所得の変動に係る経過措置

税源移譲時の年度間所得の変動に係る経過措置の申告は、7月31日(木)をもって受付を終了しましたが、やむを得ない理由で、申告ができなかった人は税務課までご相談ください。

問合せ 税務課 内線132・FAX(43)1125

環境ホットライン

「野焼きは禁止されています」

「近所でごみを燃やしていておいがする。」
「煙で窓が開けられない。」
「洗濯物がよこれた。」
など、野焼き(野外焼却)に関する苦情が環境課に多く寄せられています。

「ごみの野焼きは、廃棄物の処理および清掃に関する法律により一部の例外を除いて禁止されています。

産業廃棄物だけでなく、家庭から出る生ごみなどの一般廃棄物も焼却することはできません。ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘った焼却などのほか、一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用についても、付近の住民のみなさんへの迷惑や有害物質の発生の原因になりますので、ごみを野外で焼却することは、原則的に禁止されています。基準に適合しない焼却炉やドラム缶などを使用してごみを燃やすと、ダイオキ

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)

ファミリー・サポート・

センター《会員募集中》

「子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)」と「子育ての手助けをしたい人(協力会員)」の、地域で子育てをサポートする組織です。

◎会員登録に必要なもの

- ① 認印
- ② 写真(3cm×2.4cm)2枚
- ③ お子さんの保険証およびかかりつけ医の電話番号

問合せ・会員登録 幸手市ファミリー・サポート・センター☎

(42) 8461

住宅・土地統計調査

10月1日現在で全国一斉に行われます。調査の対象となった世帯には9月下旬から調査員が調査のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

◆住宅・土地統計調査とは

わたしたちの住生活に関する最も基本的で重要な統計調査です。調査結果は、わが国の住生活関連施策に活かされる貴重な資料となります。

◆調査対象世帯とは

- (15) 国から選定された調査地域内の住宅やそこに住む世帯です。幸手市では124調査地域が指定されており、その中から一定

の統計上の抽出方法により選定されます。

◆調査の方法とは

埼玉県知事から任命された調査員が、調査対象世帯を直接訪問して調査票の記入をお願いします。10月上旬に回収に伺います。なお、記入いただいた内容をほかに漏らしたり、統計以外の目的に使用することは法律で禁じられていますので、安心してご協力ください。

問合せ 政策調整課 内線683・FAX(43) 1122

社会福祉調査

10月1日現在で、民生委員・児童委員が社会福祉調査を実施します。民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って住民からの相談に応じたり、必要な援助を行っていきます。なお、その活動にあたり、個人のプライバシーを尊重し、秘密を守る義務が課せられています。社会福祉調査に、ご理解、ご協力をお願いします。

調査期間 10月1日(水)～11月30日(日)
問合せ 社会福祉課☎(42) 8435・FAX(43) 5600

久喜養護学校運動会

とき 9月27日(土)午前9時45分～午後2時30分

※雨天の際は、10月2日(木)に

順延。

ところ 久喜養護学校校庭(久喜市上清久1100)

問合せ 県立久喜養護学校☎(23) 0081

農業者年金

農業者の老後を支える政策年金「農業者年金」。自分で支払った保険料と国からの助成、さらに、それらの運用益を合わせて受給できる積み立て方式(確定拠出型)の制度であり、安全・安心な年金です。

▼農業者年金の特徴

- ① 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、誰でも加入できます。
- ② 毎月の保険料は、基本額の2万円から最高6万7000円まで、1000円単位で自由に決められます。
- ③ 認定農業者で青色申告をされている人など、意欲のある担い手のみなさんには、最大で保険料の半額の助成があります。
- ④ もし80歳になる前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずの年金を、死亡一時金として、遺族が受け取れます。
- ⑤ 保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。
- ⑥ 積み立てられた保険料は個人別に管理され、将来受給する

年金原資とし長期的に安定した運用が工夫されています。また、年1回の積立金の通知があります。

※詳しい内容については農業委員会事務局へお問い合わせください。

問合せ 農業委員会事務局(産業振興課内)内線536

消火器の悪質訪問販売が発生しています

「消防署から来ました。」や「この消火器は古いので交換が必要です。」などと語り、不適正に訪問販売を行う事案が市内で発生しています。不審に思ったら、はっきり拒否しましょう。

▼消防署・消防団では、一般家庭のお宅に、消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。

▼もし悪質訪問販売にだまされてしまったら、クーリングオフ制度や、お近くの消費生活センターなどにご相談ください。

問合せ 埼玉県消費生活支援センター春日部☎048(734) 0999または、消防本部消防課☎(42) 9119・FAX(42) 9117

シンなどの有害物質を発生させるとともに、煙や悪臭など、近所に迷惑をかけることとなり、周辺の生活環境に悪影響をおよぼします。みなさんが快適で暮らしやすい環境を維持していくためにも、ごみはきちんと分別し、決められた方法で処分するように願います。

なお、つぎのような焼却は禁止されていますが、やはり煙などの発生によって近所迷惑となる可能性があります。

▼どんど焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
▼稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ない焼却
▼落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上での軽微な焼却

これらの焼却を行う場合は、時間帯や風向きなどに十分注意し、周辺環境に配慮するように願います。

問合せ 環境課☎(48) 0331・FAX(48) 2226



■7月の救急と火災/救急車出動件数199件(急病124件、交通事故15件、その他60件)
火災発生状況1件 火災と救急は119番(火災発生時の問い合わせは、☎(43) 6966(西分署))